

ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（追補版）の概要案

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、高齢者、障害者等がより円滑にホテル又は旅館を利用できる環境整備を推進するため、2017年12月、学識経験者・施設管理者団体・障害者団体等から構成される検討会を設置し、2018年6月、車椅子利用者用客室の設置基準の見直しを含めて、ホテル又は旅館のバリアフリー化を総合的に推進するための対応方針を策定した。
- この対応方針を受け、2018年9月、改めて学識経験者・施設管理者団体・障害者団体・設計団体等から構成される検討会を立ち上げ、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」に、ホテル又は旅館の客室基準見直しを反映するとともに、客室モデルのバリエーション、客室や共用部分の配慮事項及び多様な優良事例の追加等を行い、2019年3月に建築設計標準の追補版を策定予定。

現状の課題

①複数のBF客室
へのニーズ

②BF客室の稼働率が低い

③BF客室の快適性・
デザイン性等、設計上の
配慮が必要

④多様なニーズ(広さ、
設備、価格等)に対応
した客室が不足

⑤バリアフリーに配慮した
一般客室が少ない

⑥段差解消などの共用部
のバリアフリー化や
ソフト面での対応が必要

主な改正事項

□：今回更に見直し・追加した箇所

1. 車椅子利用者用客室設置数の基準見直しの反映

- 床面積2,000m²以上かつ客室総数50室以上のホテル又は旅館を建築する場合に必要な車椅子利用者用客室の設置数を「1室以上」から「建築する客室総数の1%以上」に改正

2. 多様なニーズや宿泊施設の特徴に対応した客室モデルのバリエーションの追加

- 2-1. ホテル・旅館のバリアフリー化に向けた建築計画の手順・要点の充実
- 2-2. 車椅子利用者用客室と一般客室のバリアフリー対応の水準とモデル例の見直し
- 2-3. 客室内又は共用廊下の段差解消による車椅子利用者用客室の改修モデルの追加
(一般客室1室をBF客室化、一般客室2室をBF客室1室化、旅館客室1室をBF客室化、廊下の段差解消によるBF客室化)
- 2-4. 開き戸又は引き戸の有効幅員等の解説の追加 ※**具体の修正内容…P4～12参照**

3. 各客室に共通する整備及びソフト面の工夫、共用部分に関する配慮事項の追加

- 3-1. 各客室に共通する整備及びソフト面の工夫に関する配慮事項の追加
- 3-2. ホテル・旅館における共用部分の配慮事項の追加 ※**具体の修正内容…P13～18参照**

4. 新築・改修、ホテル・旅館、水廻りの構成等の各特徴に応じた、多様な優良事例の追加

- ホテル・旅館の幅広い設計情報等の提供
(バリアフリー対応の取組方法、快適性・デザイン性を踏まえたきめ細やかな設計上の配慮事項、魅力ある施設づくりにつながる効果的なバリアフリー改修等)
- ソフト面も含めたバリアフリー対応が充実されている事例紹介 (情報伝達手段、貸し出し等)

①～⑤は、「ホテル又は旅館のバリアフリー客室基準の見直しに関する検討会」の第4回資料より抜粋。
⑥は、同検討会(第4回)の指摘事項より抜粋。

1. 車椅子使用者用客室設置数の基準見直しの反映

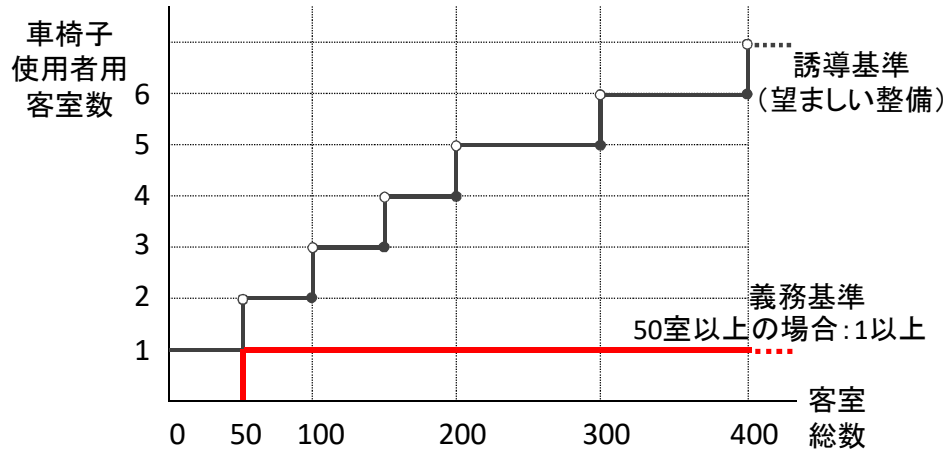
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、急速な高齢化の進行、観光立国推進による訪日外国人旅行者の増加等により、宿泊施設を含む建築物の一層のバリアフリー化が求められている。
- これらを踏まえ、床面積2,000㎡以上かつ客室総数50室以上のホテル又は旅館を建築※1する場合に、必要な車椅子使用者用客室の設置数を「1室以上」から「建築する客室総数の1%以上」に改正しており、この基準見直しを建築設計標準に反映する。

現 行

【車椅子使用者用客室の設置数(義務基準)】

- 床面積2,000㎡以上かつ客室総数50室以上のホテル又は旅館を建築※1する場合は、**1室以上**の車椅子使用者用客室を設ける。

※1: 建築とは新築、増築、改築又は用途変更をいう。



改正後

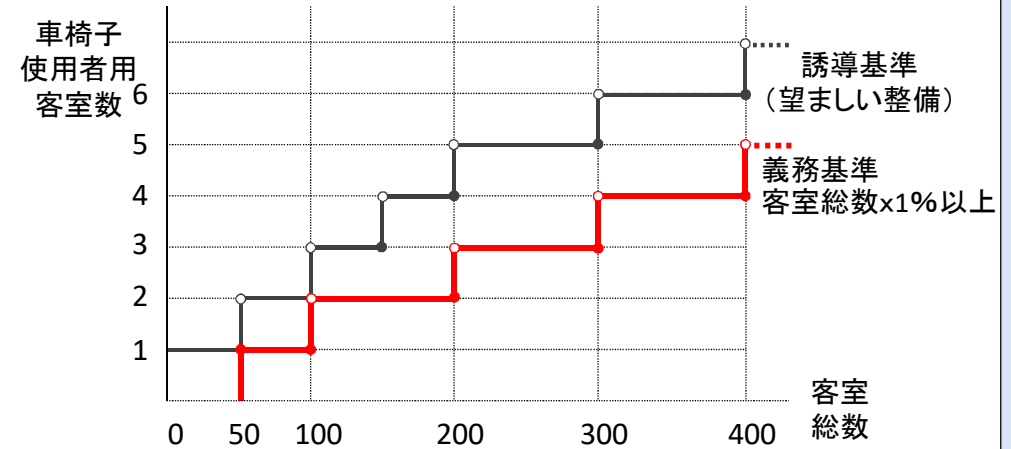
【政令改正後(平成31年9月1日施行)】

【車椅子使用者用客室の設置数(義務基準)】

- 床面積2,000㎡以上かつ客室総数50室以上のホテル又は旅館を建築※1する場合は、**建築する客室総数の1%以上※2**の車椅子使用者用客室を設ける。

※1: 建築とは新築、増築、改築又は用途変更をいう。

※2: 1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数



※車椅子使用者用客室の基準の主な内容

- ・便所、浴室又はシャワー室（浴室等）を含む出入口幅を80cm以上とすること
- ・戸を設ける場合には、その前後に段差が無いこと
- ・車椅子使用者用浴室等及び車椅子使用者用便房については、手すり等を適切に配置し、車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること

2. 多様なニーズや宿泊施設の特徴に対応した客室モデルのバリエーションの追加

- 施設管理者団体や障害者団体等へのヒアリング調査より、車椅子使用者用客室は「重装備かつ稼働率が低い」「殺風景なことが多い」「浴室、トイレが無駄に広い」「部屋が広いと、料金が上がる」、一般客室は「車椅子も使用できる室が増えると良い」等のご意見があった。
- これらを踏まえ、高齢者・障害者等の多様なニーズやホテル又は旅館の特徴に応じた施設整備を推進するため、建築計画の手順や要点を見直すとともに、客室モデルごとのバリアフリー対応の水準の見直しや明確化、改修の場合の客室モデルの追加を行う。

2-1. ホテル・旅館のバリアフリー化に向けた建築計画の手順・要点の充実

多様なニーズへの対応に向けて建築計画に際し考慮すべき項目

施設全体

- 施設の種類（ホテル/旅館）、利用目的（観光/滞在/ビジネス等）、立地条件（都市/観光地）、規模、工事の内容（新築/改修）等の条件を考慮すること

車椅子使用者用客室

- バリアフリー対応に加え、快適性やデザイン性に配慮した設計上の工夫を行うこと
- 便所、浴室等、水廻り空間のバリアフリー対応の充実を図ること

一般客室

- 車椅子使用者や視覚障害者、聴覚障害者等、多様な利用者に配慮した一般客室の整備を行うこと

共用部分

- 客室のバリアフリー化に伴った、共用部分の適切な整備を実施すること

ソフト面での対応

- 多様な利用者が円滑に施設を利用できるよう、施設管理者側がバリアフリーに関する情報提供や人的対応等のソフト面での対応を行うことを考慮した計画とすること

改善・改修

- 高齢者、障害者等が利用しやすい客室とするための段差解消の方法や運営しながらの改修実施の方法を検討すること

考慮すべき項目
を実現するための
具体的方策

建築計画の手順・要点

【凡例】※赤字はホテル・旅館として主に充実した部分
※青字はホテル・旅館として新規で追加した部分

【建築計画の手順】

- ① **整備方針を設定する。（ホテル又は旅館の事業計画にバリアフリーの観点を盛り込む）**
- ② 利用者の特性とニーズを把握する。
- ③ 法や条例に基づく基準、建築設計標準等で示した整備水準の適用を確認する。
- ④ 建築主・施設管理者・従業員等のバリアフリーに対する理解を促進する。
- ⑤ **案内・誘導等に必要な人的配置、情報提供等の方法に配慮する。（ソフト面の工夫）**
- ⑥ **客室における備品の対応、貸し出しを計画する。（ソフト面の工夫）**
- ⑦ **火災や地震等、非常時の対応を考える。**
- ⑧ **情報発信の実施、利用者のニーズの蓄積を活かす。**

※**具体の修正内容は、3.各客室に共通する整備及びソフト面の工夫を参照**

- ⑨ バリアフリー環境に係わる施設運営計画、維持管理計画を検討する。

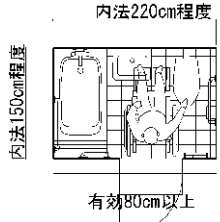
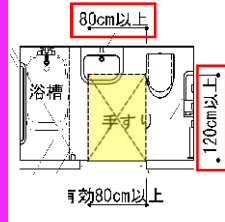
【建築計画の要点】

- ① 連続的な移動動線を計画する。
- ② 適切な有効幅員、空間を確保する。
- ③ 認知性（わかりやすさ）と操作性（使いやすさ）を確保する。
- ④ 情報へのアクセス手段を確保する。
- ⑤ **高齢者、障害者等の客室の選択可能性に配慮する。**
- ⑥ 経済性、柔軟性、及び効率性に配慮する。
- ⑦ **従業員等の人的配置、ソフト対応等を踏まえて計画する。**

2. 多様なニーズや宿泊施設の特徴に対応した客室モデルのバリエーションの追加

2-2. 車椅子使用者用客室と一般客室のバリアフリー対応の水準とモデル例の見直し

【車椅子使用者用客室の主な改正事項】

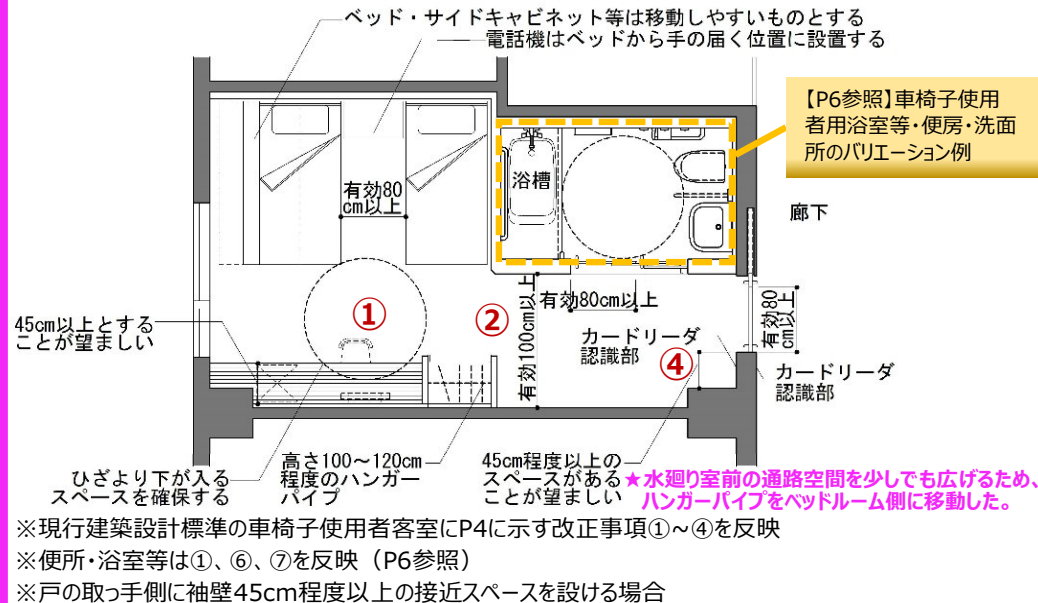
	項目	現行	改正案	改正理由（根拠）
①	車椅子の回転に必要なスペースの直径（客室内・便所・浴室等）	直径150cm以上	直径 140～ 150cm以上（客室内・便所・浴室等）	車椅子で360度回転可能なスペースである直径150cmを基本としつつ、車椅子で180度回転可能なスペースである幅140cmを最低限とする趣旨から、幅を持たせた。
②	【前回検討会】 客室出入口からベッド、便房・浴室等に至る主要な通路スペース ↓ 【見直し】 客室内における 便所・浴室等の出入口付近の通路	【モデル例】（主要な通路内に直径150cm以上の回転スペースを確保） 	【モデル例】  客室内における便所・浴室等の出入口付近の通路は、 車椅子使用者が円滑に利用できるよう、 十分な有効幅員を確保する。 なお、便所・浴室等の 出入口（有効幅員80cm以上） に至る車椅子使用者の経路が直角路となる場合には、 便所・浴室等の出入口付近における通路の有効幅員は、100cm以上とする。	主要な通路から便所・浴室等の出入口幅80cmに至る車椅子使用者の直角路を考慮すると、主要な通路の必要な有効幅員は、こぎ手等の必要な余裕幅を見込み、100cm以上を確保する必要がある。 前回「通路の有効幅員100cm以上」と提案していたが、直進路での利用もあるため、便所・浴室等の出入口の有効幅員80cmに至る車椅子動線が直角路の場合に限定し、出入口付近における通路の有効幅員100cm以上と見直しをした。
③	車椅子使用者が直進でき、方向転回に必要な140cm角以上の水平スペースの確保	客室出入口前後に140cm角以上の水平スペースを設ける	客室 出入口（内側）の140角以上の水平スペースは削除。	施錠のため、客室出入口付近で車椅子が180度の方向転換が可能となるよう記載していたが、客室出入口のオートロックが普及したため、当該記載を削除する。
④	客室の開き戸の接近スペース	特に記載無し	客室の出入口の戸が 内開き戸や引き戸の場合には、 戸の取っ手側に 袖壁を45cm程度以上の接近スペース を設けることが 望ましい。	望ましい整備として、外開き戸の場合の利用居室の出入口（廊下側）に準じて追加
⑤	ベッド（マットス上面）の高さ	40～45cm程度	45～50cm程度 とする。	委員のご意見により、実例調査を踏まえて更新。
⑥	やむを得ず、 便所、浴室又はシャワー室において 車椅子の回転スペースが確保できない場合	【モデル例】（出入口での前後出入りのみ） 	【モデル例】  前回「介助を要しない利用者を想定する場合」は削除。 全体計画や客室タイプ等により、やむを得ず、140～150cm以上の円が内接できるスペースを設けることができない場合には、 車椅子使用者の直進及び後進により浴槽や入浴用椅子等に移乗できる位置に、 幅80cm以上×奥行き120cm以上のスペース を設ける。 この場合、留意点として 出入口前の主要な通路等においては、客室の間取りや便所・浴室等の出入り方向を考慮した上で、車椅子使用者が円滑に利用できるよう、十分な有効幅員を確保する必要がある。	出入口での前後出入りのみ を前提とした場合の水廻り空間内で車椅子スペースの大きさが不明瞭であったため、明確にした。車椅子のJIS規格における 最大幅70cm×最大奥行き120cm に、こぎ手等の必要な余裕幅を見込み、幅80cm×奥行き120cmを最低限とした。（幅80cmはベッド間の移乗スペース幅と寸法） なお、間取りも含めて総合的に計画するべきであり、この取扱い、水廻り室内にやむを得ず、140cm～150cmの円が内接できるスペースを設けることができない場合の取扱いであることを明記した。
⑦	車椅子使用者用便房の腰掛便座、手すり	腰掛便座、手すり等を適切に配置する。	・腰掛便座、手すり等を適切に配置する。 【留意点】腰掛便座、手すり等を適切な配置例 例えば、以下のような具体的な対応が考えられる。 ・腰掛便座の 片側に垂直・水平手すり を設けることが望ましい。 ・車椅子から腰壁便座に移乗を容易にするため、 腰掛便座の両側に手すり を設けることがより望ましい。 ・両側に手すりを設ける場合、介助等を考慮し、片側の手すりは可動式手すりとする。 ・腰掛便座や手すりの配置状況について、 宿泊施設の情報提供の中で紹介すること で、高齢者、障害者等の身体障害の種類等に応じて、 宿泊施設及び客室を選定 できることが望ましい。	車椅子使用者用便房の腰掛便座、手すり等を適切に設置するための具体的な対応例について追加した。

2. 多様なニーズや宿泊施設の特徴に対応した客室モデルのバリエーションの追加

2-2. 車椅子使用者用客室と一般客室のバリアフリー対応の水準とモデル例の見直し

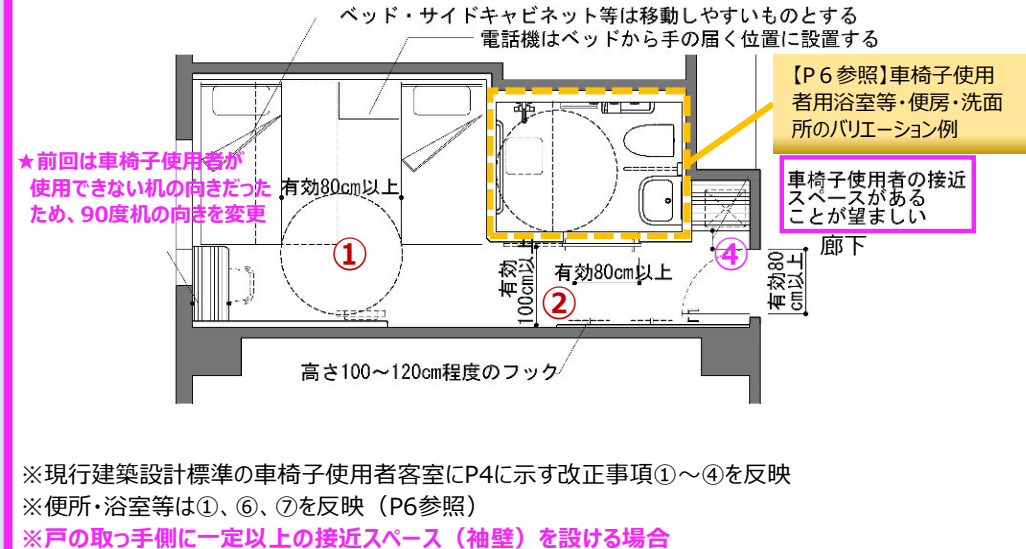
車椅子使用者用客室 1 (ツインルーム) の例

改正案



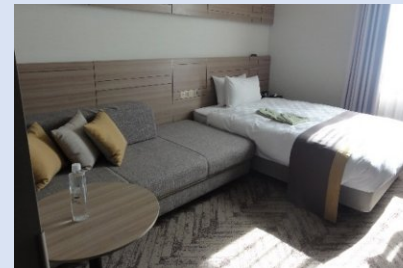
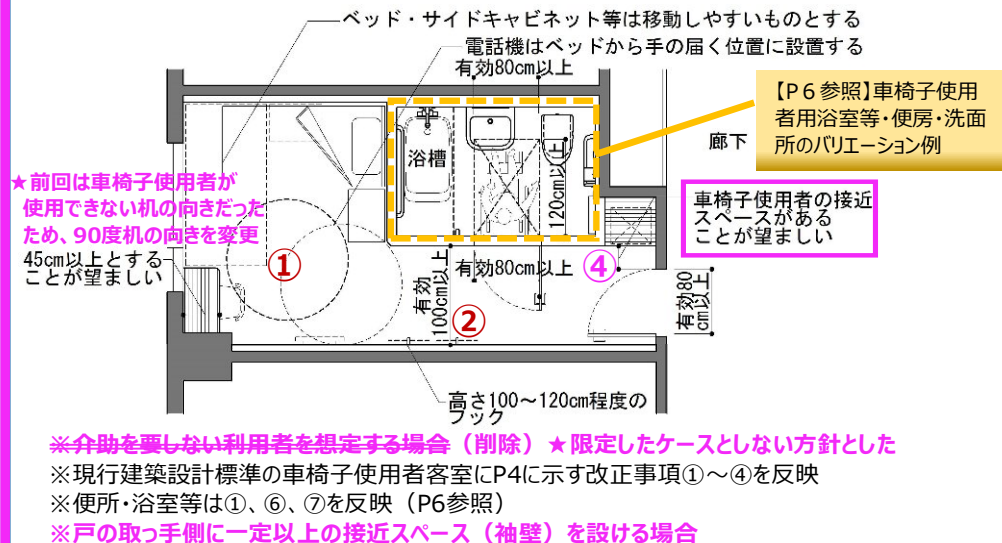
車椅子使用者用客室 2 (ツインルーム) の例

改正案



車椅子使用者用客室 3（シングルルーム）の例

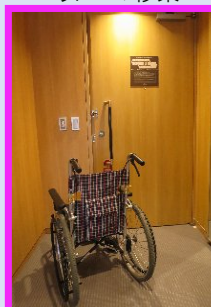
改正案



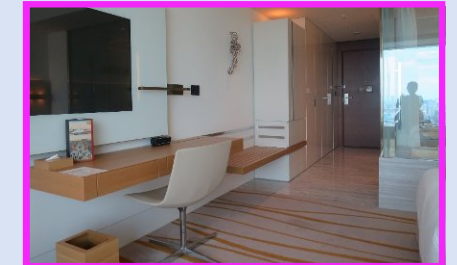
- ・車椅子使用者が回転できるスペース
ベッドへの移乗スペースを確保した客室



・車椅子使用者用シャワ-室の出入口



- ・棒状の取っ手及び、戸の取っ手側の接近スペースが設けられた開き戸形式の客室出入口



- ・デスク、荷物置場の下部に車椅子使用者の膝が入るスペースを確保

2. 多様なニーズや宿泊施設の特徴に対応した客室モデルのバリエーションの追加

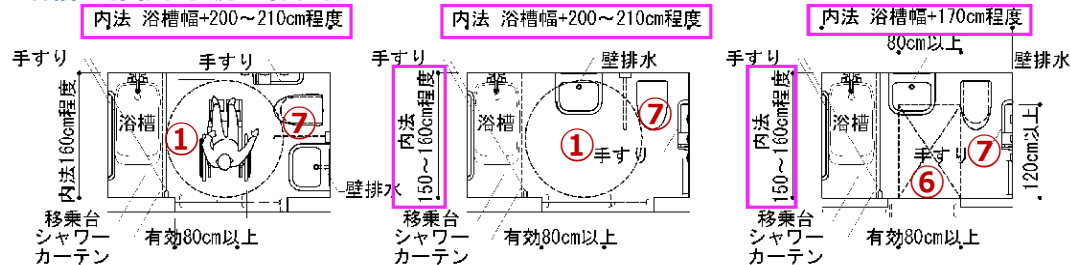
2-2. 車椅子使用者用客室と一般客室のバリアフリー対応の水準とモデル例の見直し

車椅子使用者用浴室等・便房・洗面所のバリエーション例

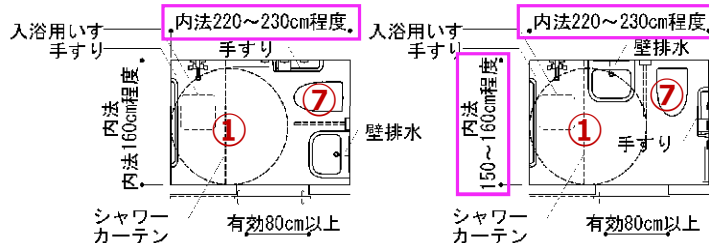
<便所・浴室等のバリエーション>

○浴槽・洗面所・便房一体タイプ

★前回、排水溝の位置を示していたが、間取りや設計の考え方によって異なるため、削除した。

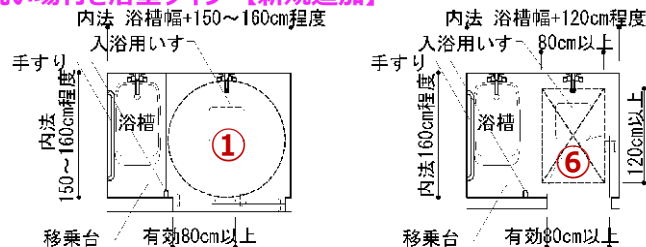


○シャワー室・洗面所・便房一体タイプ

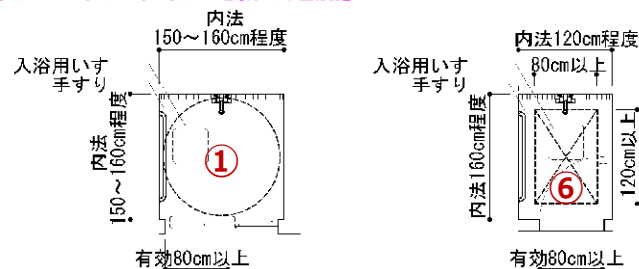


<浴室等のバリエーション>

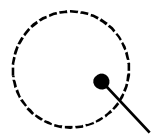
○洗い場付き浴室タイプ【新規追加】



○シャワー室独立タイプ【新規追加】



【凡例】



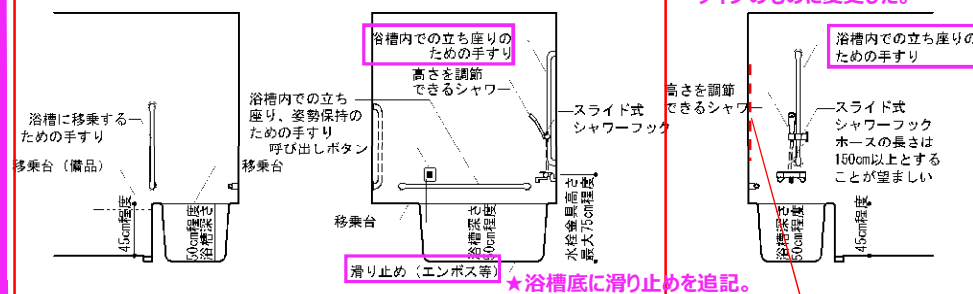
車椅子使用者が回転又は方向転換するために必要なスペース（直径140~150cm）

【独立した浴室等に隣接して脱衣室（兼便所）を設ける場合の留意点】
車椅子使用者が円滑に利用できるよう、浴室等に至る経路や脱衣室（兼便所）内に十分なスペース・出入口の有効幅員を確保する必要がある。

車椅子使用者用浴室又はシャワーの手すり等例

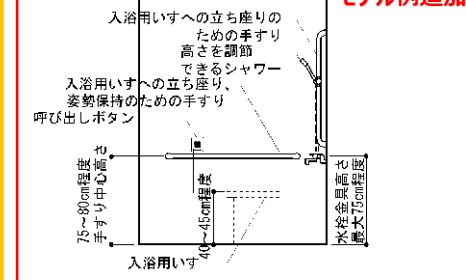
○車椅子使用者用浴室の例

モデル例追加



○車椅子使用者用シャワー室の例

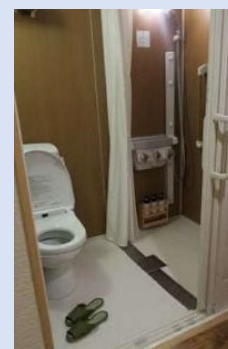
モデル例追加



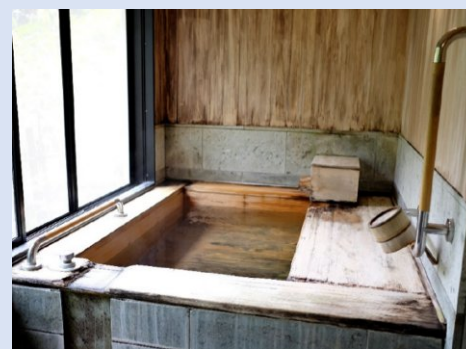
【縦手すりとシャワーヘッド取り付け用のスライドバーを手すり兼用する場合の留意点】
・縦手すりとしての強度を保つため、あらかじめ壁の内部に下地をつくる必要があり、安全性を確認した上でスライドするシャワーフックの金物を設置する必要がある。また運用面では、安全性の観点から手すりとしても兼用可等の表示等を行うことが望ましい。



・移乗台及び浴槽出入りのための手すり、浴槽内での立ち座り・姿勢保持のための手すりを設けた浴槽



・一体的に設けられた便所とシャワー室



・移乗台及び浴槽出入りのための手すり、浴槽内での立ち座り、姿勢保持のための手すりを設けた浴槽

2. 多様なニーズや宿泊施設の特徴に対応した客室モデルのバリエーションの追加

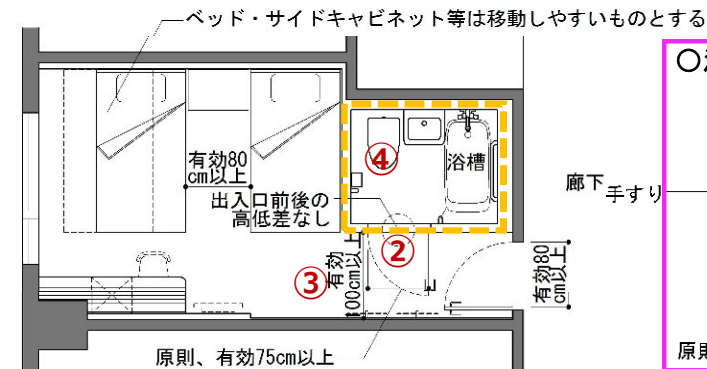
2-2. 車椅子使用者用客室と一般客室のバリアフリー対応の水準とモデル例の見直し

【一般客室【新築・改修】の主な改正事項】

	項目	現 行	改正案	改正理由（根拠）
①	高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した一般客室の促進 【留意点として追加】	記載無し	・建築主、施設管理者、設計者等は、（略）一人でも 多くの高齢者、障害者等が一般客室を利用できる環境を整える ため、できるだけ多くの高齢者、障害者等の 円滑な利用に配慮した一般客室の整備に取り組むことが望ましい。 ・地方公共団体が、 バリアフリー法第14条第3項に基づく条例（地方条例）において、一般客室を対象に、建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した一般客室の構造等の基準等）を付加し、基準強化を図り、「一般客室のバリアフリー化」を推進することも考えられる。	高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した一般客室を増やしていくため、一般客室のバリアフリー化の水準を示し、広く周知、普及啓発していくことで、促進していくこととする。また、地方自治体による一般客室のバリアフリー条例化を推進するために、記述した。
②	便所・浴室等の出入口の有効幅員 【有効幅員の見直し】	有効幅員は原則として 80cm以上 とする。やむを得ず、80cm確保できない場合、 70cm以上 とする。	・出入口の有効幅員は、 原則として75cm以上 とする。やむを得ず75cm確保できない場合には、 70cm以上 とする。ただし、 出入口の有効幅員を70cm以上～75cm未満とする場合、全幅65cm程度以下の車椅子（※2）のみの対応となり、JIS規格に基づく車椅子の全幅の最大寸法70cmには対応できない ことに、留意する必要がある。	一般客室の便所・浴室等の出入口有効幅員の80cm以上は、厳しすぎる水準であったため、普及につながる現実的な寸法とすべく見直しをした。（※1）
③	客室内における便所・浴室等の出入口付近の通路 【設計標準に追加】	モデル例で有効100cm以上、設計標準の本文は記載無し。	・客室内における 便所・浴室等の出入口付近の通路は、車椅子使用者の利用に支障のない、必要な有効幅員を確保する。 なお、便所・浴室等の 出入口（原則、有効幅員75cm以上）に至る車椅子使用者の経路が直角路となる場合には、便所・浴室等の出入口付近における通路の有効幅員は、100cm以上 とする。	通路幅員の設計標準の記述について目安が必要なため。
④	一般客室便所の腰掛便座、手すり	腰掛便座、手すり等を適切に配置する。	・腰掛便座、手すり等を適切に配置する。 【留意点】 便所や浴室等における着脱式等の手すりについて ・ 手すりが必要としない利用者が宿泊する際は取り外す ことができる着脱式手すり以外に、工事を伴わない組立固定式手すりや置き型手すり等がある。 ・着脱式等の手すりについては、 手すり使用時の安全性確認が必須であり、従業員による準備のしやすさ等に配慮されたものを確認した上で、一般客室等に取り付けることができる。 ・ 着脱式等の手すりのみで構成される便所については、法に基づく車椅子使用者用便所の場合には、適さない。	既存建物の改修に伴う車椅子使用者用客室内の便所に、脱着式や組立式等の手すりを採用している事例実績があるため、その取扱いについての解説を追加する。

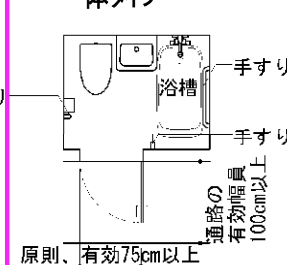
一般客室（ツインルーム）の例

改正案

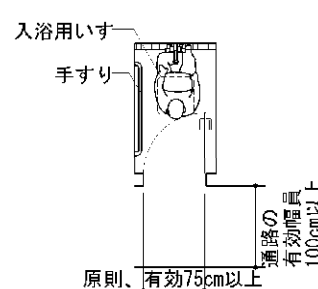


※現行建築設計標準の一般客室に上記の改正事項②・③・④を反映★通路幅員を追加

○浴槽・洗面所・便所 一体タイプ



○シャワー室独立タイプ

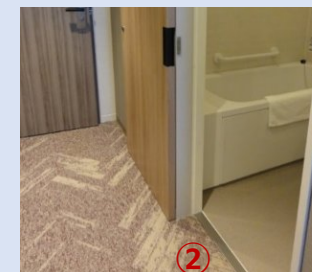


★シャワー室追加
通路幅員を追加

※1：一般客室の便所・浴室等の有効幅員の寸法

・75cm以上・・・JIS規格に基づく車椅子の全幅70cmが通過可能な幅員とする趣旨から、こぎ手等の必要な最小余裕幅を見込み75cmとした。

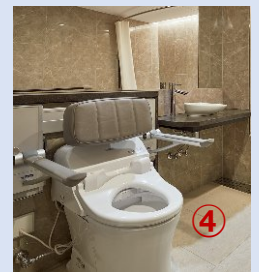
※2：車椅子の全幅が65cm以下でも、電動車椅子等の種類により、便所・浴室等（出入口の幅員70cm）への出入りができない場合もある。



通路から便所・浴室等出入口



便所の垂直手すり



脱着式手すり

2. 多様なニーズや宿泊施設の特徴に対応した客室モデルのバリエーションの追加

2-3. 客室内又は共用廊下の段差解消による車椅子使用者用客室の改修モデルの追加

【車椅子使用者用客室〔改修〕の主な改正事項】

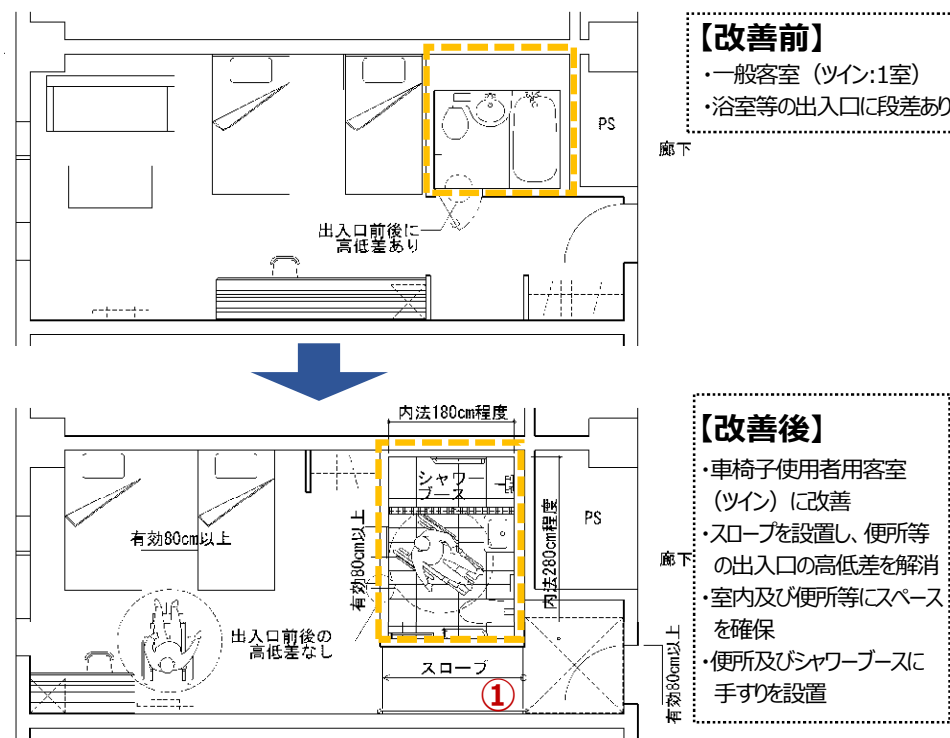
	項目	現 行	改正案	改正理由
①	便房・浴室等の段差解消 (既存客室と便房・浴室の出入口にまたぎ段差等がある場合)	客室内に傾斜路を設置し、客室全体の床を高くして、便房と浴室等の床高さとあわせる。 (改善例 1・2・3・4)	左記のほか、下記の2つの考えられる段差解消方法を追加 <u>・便房・浴室等の出入口前後に傾斜路(据え置き型(すりつけ板等)の設置を含む)を設ける。</u> <u>・客室外の廊下に傾斜路を設け、車椅子使用者用客室全体の床高さを高くする。(改善例 5)</u>	実例調査を踏まえて更新・追加

●客室内に傾斜路を設置し、客室全体の床を高くして、便房と浴室等の床高さとあわせる。

現 行

課題：客室出入口の建具位置が改善前後で異なるため、費用がかさむ。
水廻り空間の隣接するPS（パイプスペース）が広くなり、無駄が生じている。

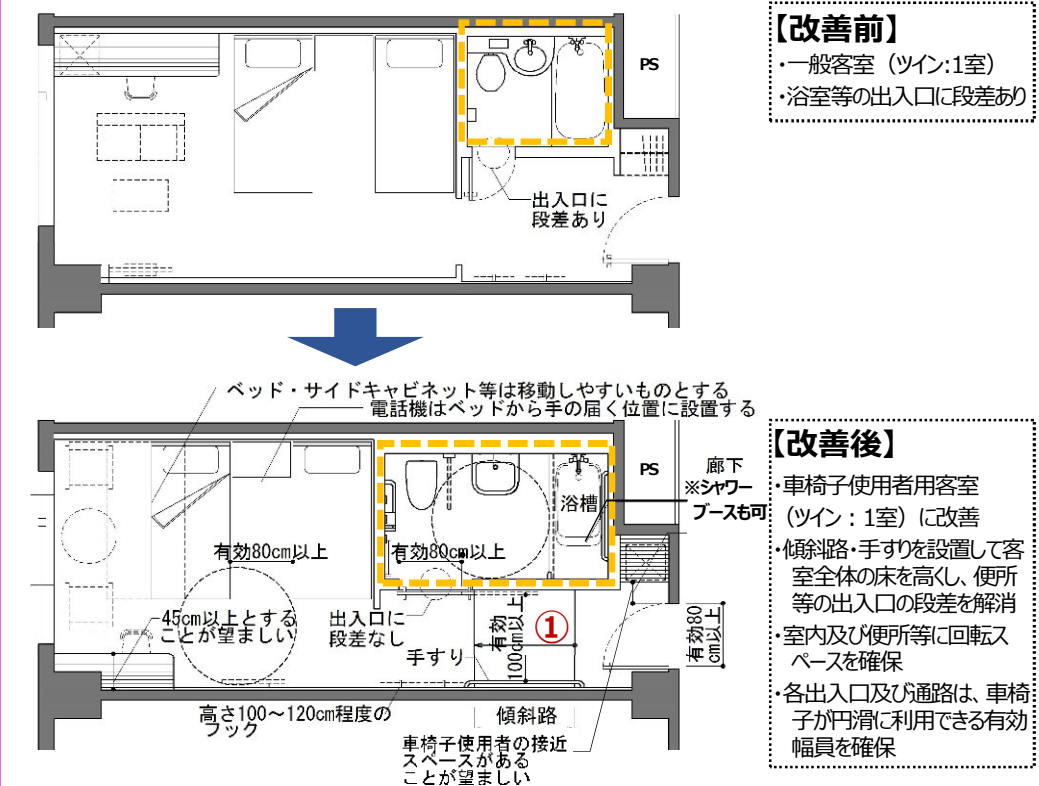
**改善例 1:一般客室1室を車椅子使用者用客室1室
(ツインルーム) に改修する例**



改正案

見直し事項：水廻り空間や客室出入口の建具等は、出来る限り既存の位置を活かして、適切なレイアウトの見直しを行った。

**改善例 1:一般客室1室を車椅子使用者用客室1室
(ツインルーム) に改修する例**



2. 多様なニーズや宿泊施設の特徴に対応した客室モデルのバリエーションの追加

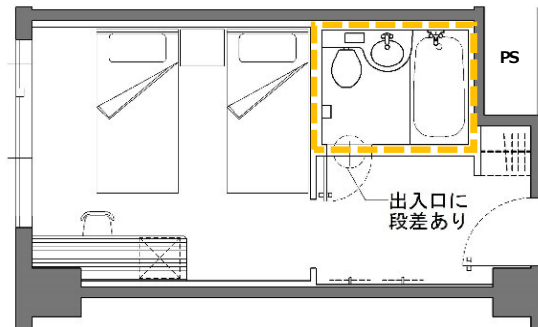
2-3. 客室内又は共用廊下の段差解消による車椅子使用者用客室の改修モデルの追加

- 客室内に傾斜路を設置し、客室全体の床を高くして、便房と浴室等の床高さとあわせる。

★新規追加

改善例2:一般客室1室を車椅子使用者用客室1室(シングルルーム)に改修する例

改正案

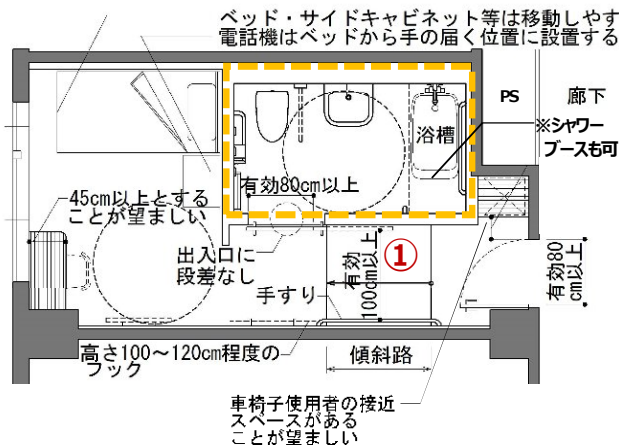


【改善前】

- ・一般客室 (ツイン:1室)
- ・浴室等の出入口に段差あり



浴室等の出入口の段差



【改善後】

- ・車椅子使用者用客室 (シングル:1室) に改善
- ・傾斜路・手すりを設置して客室全体の床を高くし、便所等の出入口の段差を解消
- ・室内及び便所等に回転スペースを確保
- ・各出入口及び通路は、車椅子が円滑に利用できる有効幅員を確保

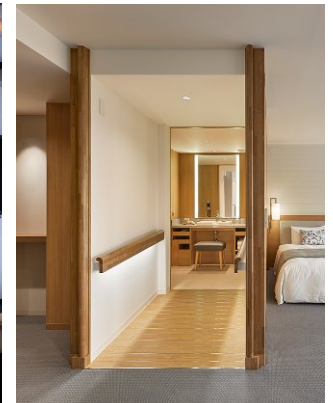
- 便房・浴室等の出入口前後に傾斜路 (据え置き (すりつけ板等) の設置を含む) を設ける。

★新規追加

＜便房・浴室等の出入口前後に傾斜路を設けた設計例＞



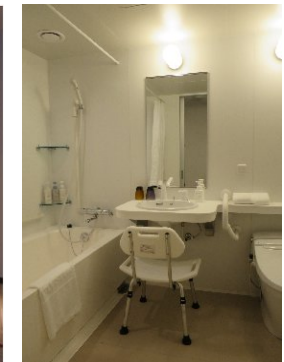
3室を1室化したうえで、浴室等の出入口の段差を解消するため、便房・浴室等の出入口前後に設けられた傾斜路 (1/12 高さ11cm)



浴室等の出入口の段差を解消するため、便房・浴室等の出入口前後に設けられた傾斜路 (1/12 高さ12cm)



浴室等の出入口の段差を解消するため、客室の出入口付近に設けられた傾斜路 (1/10 高さ16cm)



下部に車椅子使用者の膝が入るスペースを確保した洗面台

2. 多様なニーズや宿泊施設の特徴に対応した客室モデルのバリエーションの追加

2-3. 客室内又は共用廊下の段差解消による車椅子使用者用客室の改修モデルの追加

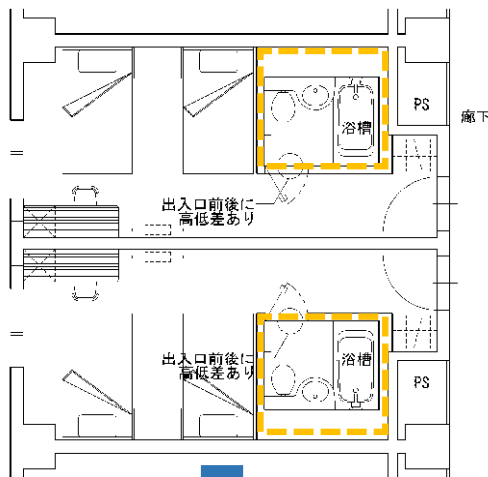
● 客室内に傾斜路を設置し、客室全体の床を高くして、便所と浴室等の床高さとあわせる。

現 行

課題：客室内の広さ、ベッド側のPS等が無駄なスペースが生じている。
ベッドや浴室等に至る動線がUターン等、明快な間取りではない。

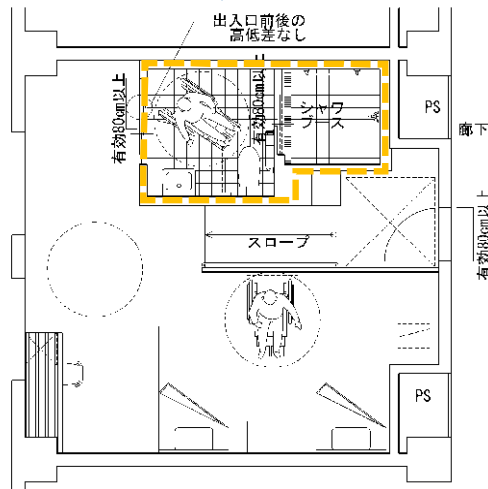
改善例 3

一般客室2室を車椅子使用者用客室1室に改修する例



【改善前】

- ・一般客室（ツイン：2室）
- ・浴室等の出入口に段差あり



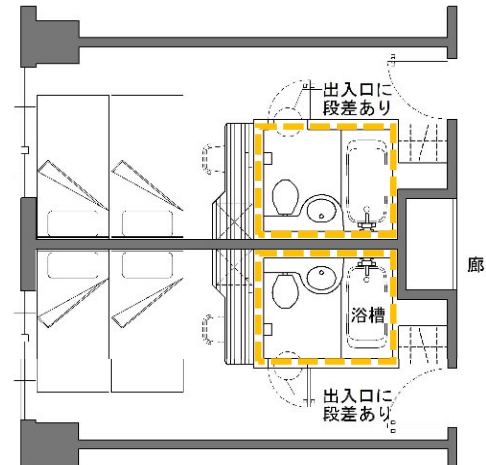
【改善後】

- ・車椅子使用者用客室（ツイン）に改善（2室間の壁（非構造壁）を撤去）
- ・スロープを設置し、便所等の出入口の高低差を解消
- ・室内及び便所等にスペースを確保
- ・便所及びシャワールームに手すりを設置

改正案

見直し事項：3名以上の宿泊可能なトリプル化（家族利用等）を考慮する。
水廻りの配管処理・動線等を考慮し、レイアウトの見直しを行った。

改善例 3：一般客室2室を車椅子使用者用客室1室
（ツインルーム（トリプル可））に改修する例



【改善前】

- ・一般客室（ダブル：2室）
- ・浴室等の出入口に段差あり



【改善後】

- ・車椅子使用者用客室（ツイン）（エキストラベッドを用いることにより、トリプル化可能）：1室（2室の間の壁（非構造壁）を撤去）
- ・傾斜路・手すりを設置して客室全体の床を高くし、便所等の出入口の段差を解消
- ・室内及び便所等に回転スペースを確保
- ・各出入口及び通路は、車椅子が円滑に利用できる有効幅員を確保

2. 多様なニーズや宿泊施設の特徴に対応した客室モデルのバリエーションの追加

2-3. 客室内又は共用廊下の段差解消による車椅子使用者用客室の改修モデルの追加

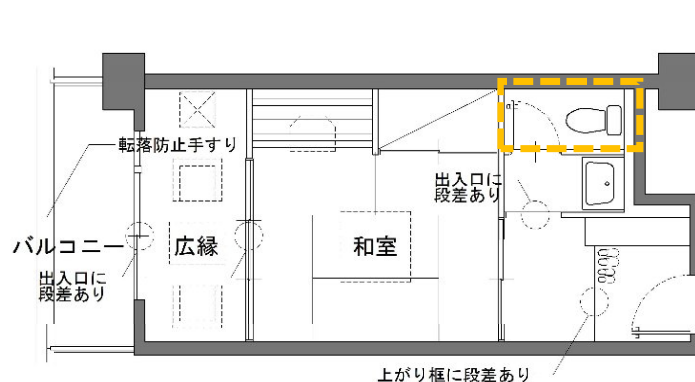
【主な改正事項（旅館の車椅子使用者用客室の改修を想定した特記）】

	現 行	改正案（新規追加）	改正理由
②	バルコニー・テラス等の記載は、特に無し	車椅子使用者用客室に<u>バルコニー、テラス等を設けた場合の設計標準</u>を追加 ・客室からバルコニー等への主要な<u>出入口について</u> －有効幅員は、<u>80cm以上とすることが望ましい。</u> －戸は、<u>引き戸や引き違い戸等、車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とすることが望ましい。</u> －戸は、<u>その前後に高低差がないものとすることが望ましい。</u>	実例調査を踏まえて水準を追加 有効幅員80cmは 車椅子使用者用客室出入口幅と同寸法。

●客室内に傾斜路を設置し、客室全体の床を高くして、便房と浴室等の床高さとあわせる。

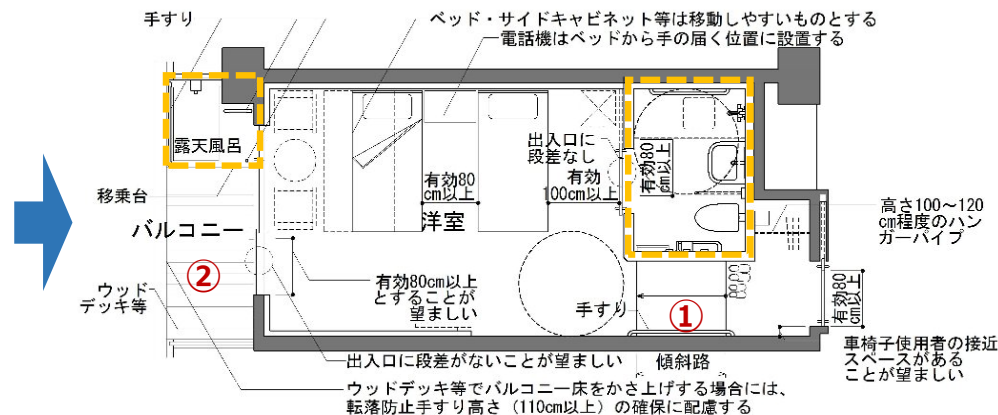
★新規追加

改善例4：大浴場を持つ旅館の客室1室（和室）を車椅子使用者用客室1室に改修する例



【改善前】

- ・一般客室（和室・広縁：1室）
- ・広縁・バルコニー・浴室等の出入口に段差あり



【改善後】

- ・車椅子使用者用客室（洋室（ツイン）：1室）
- ・上がり框を撤去の上、傾斜路・手すりを設置して客室全体の床を高くし、浴室等の出入口の段差を解消
- ・室内及び浴室等に回転スペースを確保
- ・各出入口及び通路は、車椅子が円滑に利用できる有効幅員を確保
- ・バルコニーの床をウッドデッキ等によりかさ上げし、バルコニー出入口の段差を解消
- ・バルコニーには移乗台・手すり付の露天風呂を設置



玄関スロープ（客室内）
横手すりが片側に設けられている



風呂（窓際）
移乗台及び横手すり（2カ所）、縦手すりが設けられている。

2. 多様なニーズや宿泊施設の特徴に対応した客室モデルのバリエーションの追加

2-3. 客室内又は共用廊下の段差解消による車椅子使用者用客室の改修モデルの追加

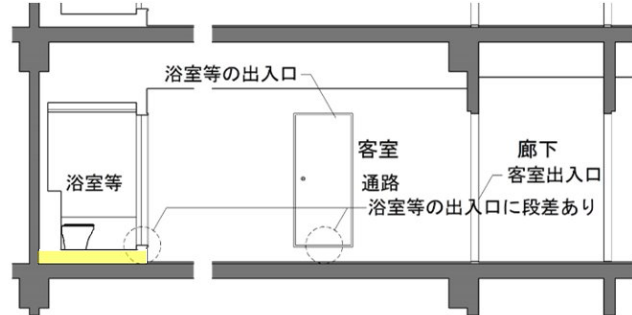
●客室外の廊下に傾斜路を設け、車椅子使用者用客室全体の床高さを高くする。

★新規追加

改善例5:共用廊下を段差解消して、車椅子使用者用客室に改修する例

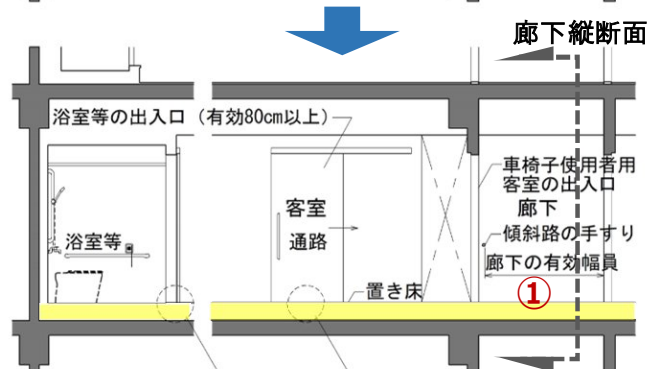
改正案

○廊下 横断面(客室内-廊下)



【改善前】

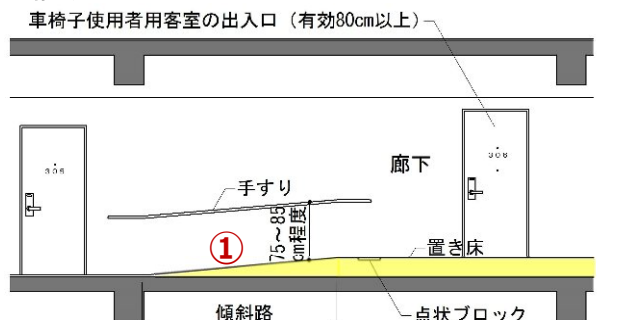
- ・一般客室及び廊下
- ・浴室等の出入口に段差あり



【改善後】

- ・車椅子使用者用客室及び廊下
- ・傾斜路・手すりを設置して廊下の一部と客室全体の床を高くし、浴室等の出入口の段差を解消

○廊下 縦断面



傾斜路は、傾斜路部分の前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、その存在を容易に識別できるものとする。



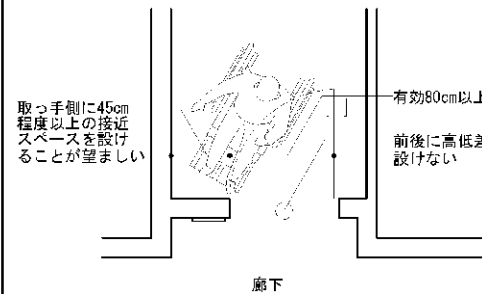
＜廊下における傾斜路設置の例＞
・客室内の浴室等の出入口の段差を解消するため、廊下に傾斜路を設けている。

2-4. 開き戸又は引き戸の有効幅員等の解説の追加

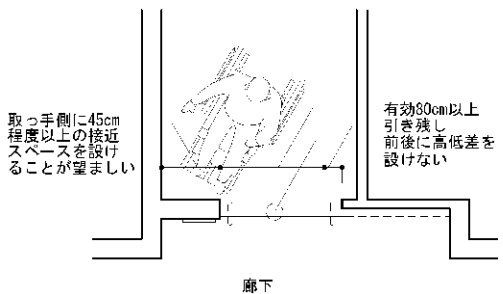
【主な改正事項】

開き戸又は引き戸の出入口有効幅員の寸法と客室出入口が内開き戸又は引き戸の場合には、戸の取っ手側に袖壁を45cm程度のスペースを設けた場合の寸法の取り方について明確化するため、例示を示しながら下記の解説を新規追加した。

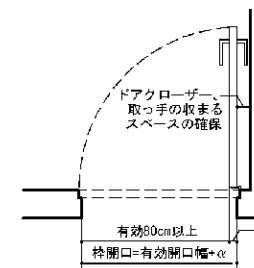
＜開き戸の例＞



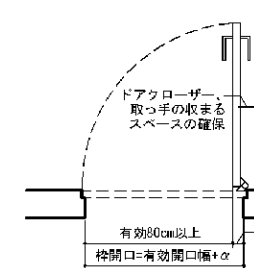
＜引き戸の例＞



＜開き戸: 一般的な丁番等の場合＞



＜開き戸: 持出し吊り式のピボットヒンジの例＞



※戸が90度以上開くよう、ドアクローザーの収まるスペースを確保することが望ましい。

3. 各客室に共通する整備及びソフト面の工夫、共用部分に関する配慮事項の追加

- 施設管理者団体や障害者団体等へのヒアリング調査からは「共用部に段差がある」「一般客室内のトイレが使えない場合、客室階に多機能便房があれば、利用できる」「判りやすいバリアフリーの情報提供が必要」「ソフト面の人的対応」等のご意見があった。
- 車椅子使用者用客室の設置数の基準見直しも踏まえ、建築物全体として誰もが円滑に利用しやすい宿泊環境の整備が必要であり、各客室に共通する配慮事項や共用部分の配慮事項の見直しを行った。
- 施設管理者、設計者等が知っておくべきソフト面のバリアフリー対応を充実させ、施設全体として望ましい在り方を示した。

3-1. 各客室に共通する整備及びソフト面の工夫に関する配慮事項の追加

【主な改正事項】

	項目	現 行	改正案	改正理由
①	各客室に共通する整備 室名表示、字幕表示のテレビ等	・整備対象の客室が不明確。 （車椅子使用者用客室のモデル例に「文字の浮き彫り」とする表現がある。） ・実例紹介が不足	・整備対象の客室は、 全ての客室に共通 する。 ・より多くの高齢者、障害者等が利用できるよう、 車椅子使用者用客室及びそれ以外の一般客室は、案内表示等に配慮 して設計する。 ・ 実例の充実	車椅子使用者以外の聴覚・視覚障害者等は車椅子使用者用客室ではなく一般客室を利用する機会が多いこと、一方で、事例調査から車椅子使用者用客室のみにしか情報伝達設備等が備えられていない場合が多いことから、記述の見直しを行った。
②	ハード・ソフトの両面による 情報伝達設備等	・整備対象の客室が不明確。 ・光警報装置は、施設整備や貸し出しによる回転灯呼出し等がある。	・利用対象の客室は、 客室の一部 とし、ソフト対応は 各客室への対応を可能 とする。 ・聴覚・視覚障害者対応で 呼出し、目覚し、電話・FAX、携帯電話振動検出、火災警報の様々な感知・伝達（光又は振動） が必要であり、ハードで備える場合とソフトの貸し出し対応の両方があることを明確化する。 ・ 実例の充実	
③	ソフト面の工夫 （情報提供とコミュニケーション） （備品の対応、貸し出し） （火災や地震等、非常時の対応）	・備品貸し出しの利用対象・利用目的が不明瞭。 ・必要な人的配置、情報提供とコミュニケーション方法が不明瞭。 ・実例紹介が不足	・貸し出し対象は、 各客室への対応を可能 とする。 ・それぞれの高齢者、障害者等の利用者の特性に応じて 車椅子使用者客室のみならず、一般客室を含めて各客室に一時的に施設管理者がソフト面の工夫を行う より、多様なニーズ（案内・誘導、情報提供、客室における備品貸し出し、災害時）に対応できる。 ・ 実例の充実	
④	情報提供の実施と利用者 ニーズの蓄積	・特に無し。	・高齢者・障害者等の 障害の種類や特性に応じて 、ソフト面も含めて配慮されている バリアフリー対応の情報提供を行い、事前に宿泊利用者が施設や客室を選択できることが望ましい。 ・ 情報提供項目の充実	本年11月、改正バリアフリー法の施行による宿泊施設におけるバリアフリー情報提供が努力義務化、2020年パリンピック大会開催を契機に検討した。

3. 各客室に共通する整備及びソフト面の工夫、共用部分に関する配慮事項の追加

3-1. 各客室に共通する整備及びソフト面の工夫に関する配慮事項の追加

【主な改正事項】★①②は、実例調査による写真掲載等で分かりやすく再整理した。

① 各客室に共通する整備 整備対象:全ての客室

●浮き彫り文字の室名表示等



- ・数字と背景の色の組み合わせを工夫した、浮き文字による室番号表示

●字幕放送可能なテレビ



字幕放送のイメージ

字幕ボタン

テレビリモコンの字幕ボタン例

★③は、これまで部分的な紹介であったが、利用者ごとに見直しを行った。

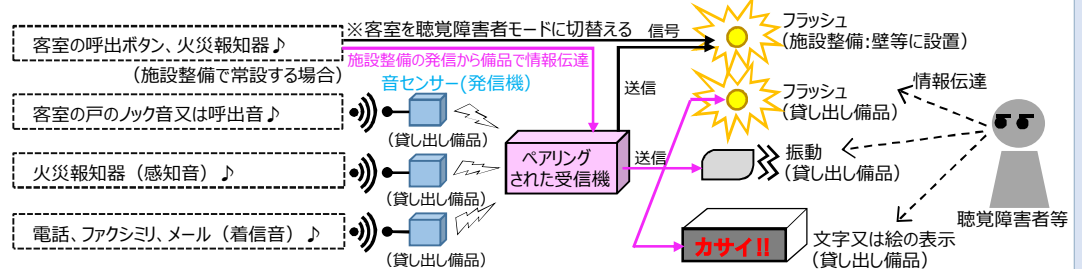
③ ソフト面の工夫（情報提供とコミュニケーション）

対象者	必要な人的配置、情報提供とコミュニケーション方法 望ましい例
共通	・事前情報提供、予約サービスの工夫 ・従業員のスタッフ研修等を通して利用者特性やニーズを十分に理解 ・貸し出し備品や災害時のより早い情報伝達 ・非常時の対応、情報伝達手段及び避難誘導についての事前説明
車椅子使用者等	・食堂等においてテーブル席への誘導案内 ・食事がビュッフェ形式の場合は、食べ物を提供するサポート ・貸し出し車椅子の全幅、客室の各出入口の有効幅員の把握
視覚障害者等	・点字による利用案内 ・宿泊の際には、客室の備品・設備・水廻り部分等について、手で触れてもらいながら、従業員が使い方の事前説明
聴覚障害者等	・フロント等での筆談ボード等でのコミュニケーション対応 ・夜間や停電時に備えて、懐中電灯＋筆談ボード等を用意 ・宿泊の際には、情報伝達手段や非常時の対応、避難等の事前説明
知的・発達・精神障害者等	・フロント等での筆談ボードのほか、言葉でのコミュニケーションが困難な方に配慮し、絵記号等による支援ボード等でのコミュニケーション対応 ・宿泊時に客室の備品・設備等の説明にわかりやすい解説図を用意 ・食事の提供については、部屋食又は個室対応も配慮

② ハード・ソフトの両面による情報伝達設備 利用対象:一部の客室 (全ての客室にて対応可)

●室内信号装置のしくみ（聴覚障害者等の対応イメージ）

客室ドアのノック又は呼出しや火災報知器、電話、携帯メール等の各箇所に貸し出しの発信機を設置し、感知した情報を受信機が受け取り、フラッシュ光・振動・文字又は絵表示等の視覚情報や体感情報で情報伝達する。また、客室モード切替えにより、施設整備で対応する場合もある。



●客室内の情報伝達設備の貸し出し備品例

聴覚障害者等の利用（貸し出し備品、施設整備）

来客、電話、呼出し、非常時のお知らせ	・室内信号装置（貸し出し） 	・室内信号装置（施設整備） ※左の貸し出し備品からの送信でも使用可能
	・室内信号装置（貸し出し） 	
	・室内信号装置（貸し出し） 	・ドアノックセンサー（貸し出し） ・文字と絵の表示（貸し出し）
フロント等との連絡	・タブレット、スマートフォン 	・タブレット（客室内設備のコントローラー付き）

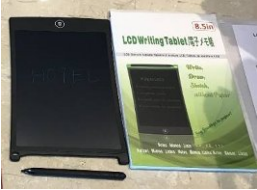
3. 各客室に共通する整備及びソフト面の工夫、共用部分に関する配慮事項の追加

3-1. 各客室に共通する整備及びソフト面の工夫に関する配慮事項の追加

【主な改正事項】★貸し出し備品はこれまで部分的な事例紹介であったが、利用場所毎に利用者、利用目的が分かるように事例をリストに再整理・見直しを行った。

③ ソフト面の工夫（備品の対応、貸し出し）

●フロント・ロビー等における貸し出し備品例

聴覚障害者等の利用		
案内・誘導等の意思疎通	・筆談ボード(磁気式のメモボード)	・筆談ボード(感圧式の液晶パネル(電子黒板))
		

高齢者、車椅子使用者、下肢障害者等の利用

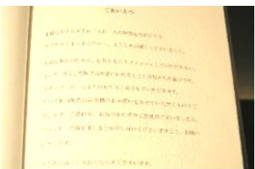
館内移動	・車椅子(施設内用)	・車椅子(施設内用)及び杖(玄関付近に据置きした場合、直ぐに使用可能)
		

●客室内ベッドルームにおける貸し出し備品例

高齢者、車椅子使用者、上下肢障害者等の利用

便所・浴室等の出入り	・段差解消のための据置きスロープ	ベッドへの移乗	・ベッド用補助手すり
			
	設置前	設置後	

視覚障害者等の利用

施設利用案内の把握	・点字を併記した施設利用案内	補助犬ユーザーの利用	補助犬用具
			・補助犬用マット、水と餌用ボウル
			

●客室内浴室又はシャワー室（浴室等）、共用浴室における貸し出し備品例

高齢者、車椅子使用者、下肢障害者等の利用			
浴室等への出入り	・シャワー用車椅子(自走式)		・シャワー用車椅子(トイレ兼用型)
			
座って身体を洗う	・入浴用椅子(背もたれ有り)		・入浴用(背もたれ無し)
			
浴槽への出入り	・入浴台(バスボード、浴槽滑り止めマット)		・浴槽内椅子、浴槽滑り止めマット
			
	・入浴台(移乗台)		・浴槽用手すり
			

●客室内便所における貸し出し備品例

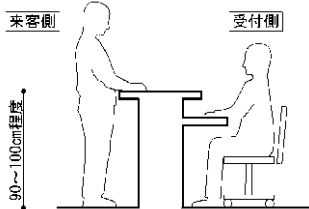
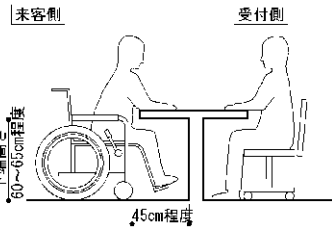
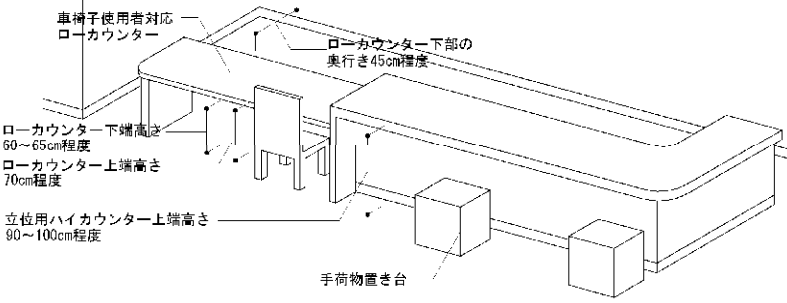
高齢者、車椅子使用者、上下肢障害者等の利用

便座への移乗補助	・組立固定式の据置形手すり	座位を保つための姿勢の安定の補助便座への移乗補助	・腰掛便座の背もたれ・脱着式手すり
			
	※これ以外に脱着式手すり、床に置く据置形手すり等がある。		

3. 各客室に共通する整備及びソフト面の工夫、共用部分に関する配慮事項の追加

3-2. ホテル・旅館における共用部分に関する配慮事項の追加

【主な改正事項】（ホテル・旅館の共用部分についても、現行の建築設計標準「第2章 単位空間等の設計」が参照され適用される。以下は、特に、ホテル・旅館に特化した内容について、今回、追補版に追加した事項を記載。）

	項目	現行基準	改正案	＜改正理由：実例調査等を踏まえ改正＞
①	単位空間等の設計 目次改正	・浴室・シャワー室・脱衣室・更衣室	・ <u>共同浴室（貸切風呂・大浴場・シャワー室）</u> 、脱衣室	
②	単位空間等の設計 目次追加	・特に無し	・ <u>レストラン・食堂・宴会場・バンケットホール、売店等</u>	
③	建築物の出入口 受付カウンター	● 受付カウンター ・立位で使用するカウンター等には車椅子使用者用カウンターを併せて設ける。 ・高さはカウンター等の下端の高さは60～65cm程度とし、上端の高さは70cm程度とする。 ・カウンター等の下部スペースの奥行きは45cm程度とする。 ＜モデル例＞ （庁舎窓口のカウンターを想定したモデル例）	● 受付カウンター ・フロント等には、立位で使用する<u>ハイカウンター</u>及び、座位で使用する高齢者や車椅子使用者対応の<u>ローカウンター</u>を設ける。 ・その他、同左とする。 ＜モデル例＞ <u>（ホテル・旅館におけるフロント等のカウンターに改正）</u> ＜立位で使用するハイカウンターの高さの例＞  ＜座位で使用する高齢者や車椅子使用者対応のローカウンターの高さの例＞  ＜フロント等のカウンター＞  高齢者・車椅子使用者対応のローカウンター	
④	エレベーター	・特に記載無し	● 車椅子使用者対応かご内の主操作盤、副操作盤におけるカードリーダ認識部の位置 ・着床階を客室カードキーで管理するエレベーターを設けている場合には、<u>カードリーダ認識部の位置は、車椅子使用者に配慮した高さとする</u>ことが望ましい。	
⑤	便所・洗面所	・特に記載無し	● 車椅子使用者用便房の配置 ・共用部分に車椅子使用者用便房を設ける場合、その位置は、<u>フロント階のほか、宴会場・ホール、レストラン・食堂、共同浴室等の利用居室と同一階とする</u>ことが望ましい。 ・<u>客室階に共用の車椅子使用者便房を1以上設ける</u>ことが望ましい。	

3. 各客室に共通する整備及びソフト面の工夫、共用部分に関する配慮事項の充実

3-2. ホテル・旅館における共用部分に関する配慮事項の追加

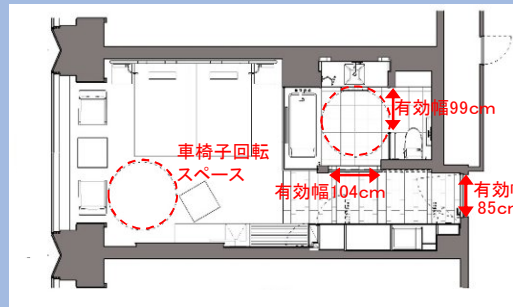
【主な改正事項】 (ホテル・旅館の共用部分についても、現行の建築設計標準「第2章 単位空間等の設計」が参照され適用される。以下は、特に、ホテル・旅館に特化した内容について、今回、追補版に追加した事項を記載。)

	項目	現行基準	改正案	＜改正理由：事例調査等を踏まえた改正＞
⑥	・共同浴室（貸切風呂・大浴場・シャワー室）、脱衣室	●浴室・シャワー室 ・床には段を設けない。 ●脱衣室・更衣室 ・床には段を設けない。 ＜モデル例＞ 履替えライン（高低差なし）	●共同浴室（貸切風呂・大浴場・シャワー室）、脱衣室 ・車椅子使用者が利用できる貸切浴室や大浴場、及びこれらの脱衣室の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつその前後に高低差がないものとするのが望ましい。水処理等のために、やむを得ず高低差が生じる場合には、<u>スノコや傾斜路（据え置き型（すりつけ板）の設置等を含む）の設置等により段差解消に配慮する。</u>	 スロープで上り框の段を解消した脱衣室  下足置場前の靴脱ぎスペース（上り框等の段は設けず、仕上材や見切材で区分されている。）
⑦	・レストラン・食堂、宴会場・バンケットホール、売店等	・特に無し	●レストラン・食堂、宴会場・バンケットホール、売店等 ・車椅子使用者の利用が想定される施設の出入口の有効幅員は、<u>80cm以上とすることが望ましい。</u> ・車椅子使用者の利用が想定される施設の床には段差を設けないことが望ましい。 ・車椅子使用者の利用が想定されるレストラン・食堂は車椅子使用者に配慮し、<u>テーブル席とすることが望ましい。</u>	
⑧	宴会場・バンケットホール	●聴覚障害者用集団補聴装置 - 難聴者等の観劇・観覧等に配慮し、劇場・競技場等における客席・観覧席には聴覚障害者用集団補聴装置等を設ける。	●聴覚障害者用集団補聴装置 ・難聴者等に配慮し、宴会場・ホールには聴覚障害者用集団補聴装置（磁気ループシステム、FM補聴装置（無線式）、赤外線補聴システム）等<u>を設けることが望ましい。</u>	
⑨	災害時の避難・誘導 (現行：避難設備・施設)	●避難設備・施設 - 特に視覚障害者、聴覚障害者等に情報伝達を行うための配慮が重要とする。 ●一時待避スペースの確保等 ・施設規模・用途等を考慮した上で、安全に救助を待つの一時待避スペースを設けることが望ましい。 ●留意事項として聴覚障害者等に対応した火災設備等に関するガイドライン等の紹介 「ユニバーサルデザインを踏まえた火災警報設備等の導入・普及のあり方に関する報告書」総務省消防庁 「光警報装置の設置に係るガイドライン」総務省消防庁 「旅館・ホテルの火災時における聴覚障害者への情報伝達手段のあり方」総務省消防庁 ●避難・誘導のための人的配置を計画 - 従業員（職員）だけでは、避難支援が困難な場合もあることから、必要に応じて、周辺建築物の施設管理者や自治会等の避難誘導の方法等について確認することが重要となる。	●特に視覚障害者、聴覚障害者、外国人等に情報伝達や避難誘導等を行うための配慮が重要とする。 - 避難情報及び避難経路は、<u>外国語の併記をすることが望ましい。</u> ●車椅子使用者用客室の設けられた階には、安全に救助を待つの一時待避スペースを設けることが望ましい。 ●留意点として下記の関連するガイドラインを追加紹介。 ・観光庁「自然災害発生時の訪日外国人への初動対応マニュアル策定ガイドライン」2014年10月 ・消防庁「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」2018年3月 ・消防庁「外国人来訪者や障害者等に配慮した火災時等の情報伝達・避難誘導を目的とするデジタルサイネージ活用指針」2018年3月等 ●停電・非常時に備えて、法令上、防災用自家発電装置により消防用設備を作動させることができるが、この他に非常用自家発電装置の設置により、フロント・ロビーや多機能便房等の共用部の一部を限定して、非常用一般電源（空調・照明・電源等）を供給できるバックアップ計画を検討し、高齢者・障害者等にとって、安心して安全な場所に誘導することができる、防災機能を備えた施設とすることが望ましい。 ●マニュアル等の作成において、従業員の数が少ない夜間に停電・災害が発生した場合や、宿泊客の避難誘導・避難支援が必要な場合に、出勤が可能な従業員リストや緊急連絡体制表等を予め作成しておくこと等、対応方法を予め検討することが望ましい。 ●従業員（職員）だけでは、避難支援が困難な場合もあることから、中央管理室又は防災センターの要員や自衛消防組織と連携することや、必要に応じて、周辺建築物の施設管理者や自治会等の避難誘導の方法等について確認することが重要となる。	

4. 新築・改修、ホテル・旅館、水廻りの構成等の各特徴に応じた、多様な優良事例の追加

- 建築主や設計者等が個々のプロジェクトの企画・設計・施設管理をまとめるにあたり、優良事例を参考に活用できるよう、様々な特徴あるホテル又は旅館について事例調査を行い、建築物全体として、バリアフリー対応の優れた事例を選定し、バリアフリー対応の取組方法、デザイン性・快適性を踏まえたきめ細やかな設計上の配慮事項、魅力ある施設づくりにつながる効果的なバリアフリー改修等について「設計事例集」にとりまとめる。
- 建築物の一部分のバリアフリー対応が優れた事例は、設計標準の各項目においてパーツとして紹介する。

総客室数250室のうち、UDルーム5室、高齢者、障害者等に配慮した一般客室223室、計228室（9割）を備えたラグジュアリーホテル
【ザ・プリンスギャラリー 東京紀尾井町（2016年新築）】



ユニバーサル（車椅子使用者用客室）



デラックスキング（一般客室）

ハード面とソフト面（貸出し、有資格者の配置等）を兼ね備えたユニバーサルサービスの充実を図った、京都駅直結型シティホテル
【ホテルグランヴィア京都（1997年竣工・2007～9年改修・2017年～20年改修）】



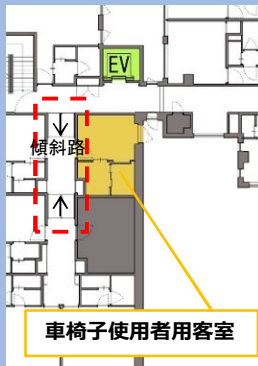
貸出し備品（バスボード、シャワーチェア、屋内信号装置等）

フロント・カウンター

既存事務所ビルからの用途変更に伴い、全面改修が行われたホテル
【RAKURO京都（1986年・1990年竣工→2018年改修）】



共用廊下のスロープ設置により段差解消（車椅子使用者用客室内のフラット化）



車椅子使用者用客室

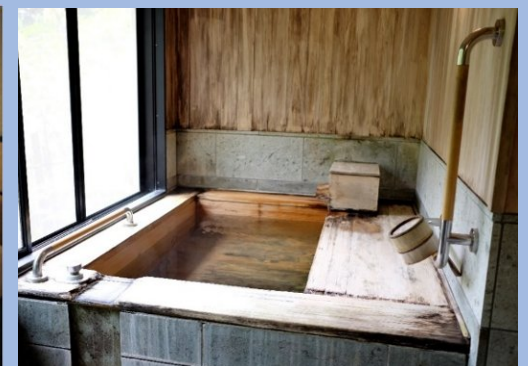


浴室独立タイプによる付加価値の向上（便房・脱衣室内で回転スペース確保）

複数回にわたる改修により、客室及び共用部のバリアフリー化を図った和風旅館
【ホテル はつはな（1993年竣工→2005年等改修）】



ビューバス付き和洋室客室



移乗台・手すりがある浴室（ひのき風呂付和洋室客室）